

「第3次食育推進基本計画」今後の検討スケジュール（案）

○ 今後の検討スケジュール

平成 27 年 8 月 28 日	第 4 期・第 5 回食育推進評価専門委員会 (テーマ：第 3 次基本計画骨子 (案))
平成 27 年 12 月 1 日	第 4 期・第 6 回食育推進評価専門委員会 (テーマ：第 3 次基本計画骨子 (案))
平成 27 年 12 月 14 日	第 5 期食育推進会議有識者委員及び専門委員の任命
平成 27 年 12 月 ～平成 28 年 1 月	骨子に対する一般国民からの意見募集 (パブリックコメント)
平成 28 年 2 月上旬	第 5 期・第 1 回食育推進評価専門委員会 (テーマ：第 3 次基本計画 (案))
平成 28 年 3 月上旬	第 5 回 食育推進会議 (第 3 次基本計画決定)
平成 28 年 3 月中旬 ～3 月下旬	官報掲載等

(今後変更の可能性あり)

「第3次食育推進基本計画」骨子（案）

はじめに

1. 食をめぐる現状

- ・ 私たち人間が生きていくためには食が欠かせない。
- ・ しかし、近年、急速な経済発展に伴い、我が国の生活水準が向上するとともに、社会経済構造や国民の食に関する価値観など「食」をめぐる状況が変化し、食生活のあり方も多様化してきている。
- ・ このような中、核家族化の進展や地域社会の弱体化などにより、食の大切さに対する意識が希薄化するとともに、健全な食生活や古くから各地で育まれてきた多彩な地域の食文化が失われつつあることが危惧されている。
- ・ 国民の食生活においては、エネルギーや食塩等の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養等の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れ、またこれらに起因する肥満や生活習慣病、過度の痩身や低栄養等の問題も指摘されている。
- ・ 食品の安全性に関わる国内外の事案は相変わらず発生し、国民の関心は依然として高まっている。その一方で、マスメディア等を通じて食に関する情報が氾濫し、情報の受け手である国民が食に関する正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられており、食品の安全性の確保と国民の理解の増進を図る必要がある。
- ・ さらに、我が国では、食べ残しや食品廃棄物を大量に出すという事態を引き起こし問題となっている。途上国を中心に多くの人々が栄養不足にある状態を考えれば、我が国における大量の食品ロスの問題は見直すべき課題である。今後、日本も含め、世界の人々が安全で持続可能な状態で食料を保証されることが重要であり、食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まる取組を通して、世界全体の問題として、食料問題を検討していく視点も必要である。

2. これまでの取組と今後の展開

- ・ 「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」（食育基本法第1条）ことを目的として、平成17年6月に食育基本法が制定された。
- ・ その後、同法に基づき食育推進基本計画（平成18年度から22年度まで）及び第2次食育推進基本計画（平成23年度から27年度まで）を作成し、国は10年にわたり、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な関係者ととともに食育を推進してきた。
- ・ その結果、家族と一緒に共食する回数や農林漁業体験を経験した国民の割合、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っているとする国民の割合、推進計画を作成・実施している市町村の割合が増加するとともに、家庭、学校、保育所等をはじめとして食育は進展し、着実に推進されてきた。
- ・ 一方で、若い世代では、朝食欠食の割合が高い上、家族と共食する人や栄養バランス等に配慮した食生活を送っている人が少ないなど、他の世代に比べて課題も見受けられる。
- ・ また、近年、世帯構造の変化や生活の多様化により、単身世帯やひとり親世帯、共働き世帯などが増加するとともに、子供の相対的貧困率が1990年代半ば頃から上昇傾向にある。こうした個人や家庭における生活環境や経済状況等の違いが食育に与える影響についても考慮していく必要性が高まっている。
- ・ さらに、我が国において、少子高齢化が急速に進展する中、健康寿命の延伸は、国の重要な課題であり、食育の観点からも積極的な取組が求められる。
- ・ このような状況を踏まえ、引き続き、子供から高齢者まで生涯を通じた食育を一層推進するとともに、様々な家族の状況や生活環境等、多様な暮らしに対応した食育の充実を目指す必要がある。
- ・ また、その実施に当たっては、若い世代をはじめ、様々な人々に食育の機会を広げ届けられるよう、民間団体など多様な関係者との連携、協働を推進していくことも必要である。
- ・ さらに、食育をめぐる様々な活動を通して、これまで日本が培ってきた食にまつわる活動や文化を確実に次世代に伝え受け継いでいくことや、生産から消費までの食の循環を意識し、環境にも配慮した食育を一層推進していくことの重要性が増している。
- ・ これまでの食育の推進の成果と食をめぐる状況や諸課題を踏まえつつ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成28年度から平成32年度までの5年間を期間とする新たな食育推進基本計画を作成する。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

今後の食育の推進に関する施策の基本的な方針として、次の重点課題及び基本的な取組方針について定める。

1 重点課題

今後5年間で特に重点的に取り組むべき重点課題を以下の通り定める。

(1) 重点課題のテーマ

① 若い世代を中心とした食育の推進【府、(その他関係省庁等)】

- ・ 20歳代及び30歳代の若い世代は、食に関する知識や意識、実践状況等の面で他の世代より課題が多い。
- ・ こうした若い世代を中心として、食に関する意識を高め、知識を深め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるように食育を推進する。
- ・ 20歳代及び30歳代を中心とする世代は、これから親になり食育を次世代に伝えつなげていく世代でもある。こうした世代が食に関する知識や活動を適切に次世代に伝えつなげていけるよう食育を推進する。

② 多様な暮らしを支える食育の推進【府、(その他関係省庁等)】

- ・ ひとり親世帯や貧困の状況にある子供、一人暮らし高齢者などを含む様々な家族の状況や共働き世帯の増加を含む生活の多様化に対応した食育が求められる中において、家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげていくことが困難な場合も見られるようになってきている。
- ・ こうした状況を踏まえ、子供や高齢者を含む全ての国民が健全で充実した食生活を実現できるよう、地域や関係団体の連携・協力を図りつつ食経験や共食の機会の提供等を行う食育を推進する。

③ 健康寿命の延伸につながる食育の推進【府、(その他関係省庁等)】

- ・ 現在我が国では生活習慣病が死因の約6割、国民医療費の約3割を占める中においてその予防及び改善は国民的課題となっている。少子高齢化等の変化が進む中で、健康づくりや生活習慣病の予防を推進することで健康寿命の延伸を実現し、子供から高齢者まで全ての国民が健やかでこころ豊かに生活できる活力ある社会を実現していく必要がある。
- ・ このため、食環境の改善が国民の健康に影響を及ぼすことを踏まえつつ、関係機関・団体や食品関連事業者等多様な関係者が、主体的かつ密接に連携・協力を図る中で、減塩等の推進、メタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養予防など、健康寿命の延伸につながる食育を推進する。

④ 食の循環や環境を意識した食育の推進【府、(その他関係省庁等)】

- ・ 我が国は食料及び飼料等の生産資材の多くを海外からの輸入に頼っている。その一方で、年間約 642 万トンにのぼる食品ロスが発生していると推計されており、食品廃棄物の発生抑制の更なる推進が必要である。
- ・ このため、国、地方公共団体、食品関連事業者、国民等の様々な関係者が連携し、生産から消費までの一連の循環全体で国民運動を展開し、食品ロスの削減に努める。
- ・ また、食料の需要と供給の状況について国民の理解を深め、生産から消費までの食の循環の中で、生産者を始めとして多くの関係者により食が支えられていることを実感し、実践的な取組が行えるよう食育を推進する。

⑤ 食文化の継承に向けた食育の推進【府、(その他関係省庁等)】

- ・ 我が国の豊かで多様な食文化は世界に誇ることができるものであるが、近年その特色が失われつつある。
- ・ このため、日本人の伝統的な食文化である「和食；日本人の伝統的な食文化」が、ユネスコ無形文化遺産に登録（平成 25 年 12 月）されたことを踏まえ、食育活動を通じて、和食、郷土料理、伝統食材、食事の作法など伝統的な食文化に関する国民の関心と理解を深める等により伝統的な食文化の保護・継承を推進する。

(2) 重点課題に取り組む視点

重点課題に取り組むに当たっては、以下の点に留意する。

① 子供から高齢者まで、生涯を通じた取組を推進

- ・ 子供から成人、高齢者に至るまで、生涯を通じた食育社会の構築を引き続き目指していく。
- ・ 特に、子供のうちに健全な食生活を確立することは生涯にわたり健全な心身を培い豊かな人間性を育てていく基礎となる。その子供への食育の基礎を形成する場である家庭や学校、保育所等の連携により、子供への食育の取組を確実に推進する。
- ・ また、高齢者が健康で生き生きと生活できるよう、健全な食生活を確保していく。

② 国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティアなどが主体的かつ多様に連携・協働しながら食育の取組を推進

- ・ 食育に関する施策の実効性を高めていくためには、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティアなど食育に係る多様な関係者が、主体的かつ密接に連携・協働して、地域レベルや国レベルのネットワークを築き、多様な取組を推進していくことが極めて重要であり、その強化に努める。
- ・ また、全国各地で地域に密着した食育に関する活動が推進されるためには、す

すべての市町村が食育推進計画を可能な限り早期に作成するとともに、都道府県及び市町村が推進計画の実施を通じて取組の充実を図ることが重要である。

- ・ このため、国は都道府県とも連携して、推進計画の作成が促進されるよう積極的に働きかけるとともに、食育に関する取組の充実が図られるよう必要な資料や情報の提供等適切な支援を行う。

2 基本的な取組方針

(1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

- ・ 「国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資すること」は、食育を推進する際の目的の要であり、食育に関するあらゆる施策は、これを踏まえて講じられるべきである。
- ・ 近年、健全な食生活が維持されておらず、栄養の偏りや食習慣の乱れが目立っており、肥満や生活習慣病の増加等の問題が起きている。これらの多くは、生活習慣に起因しているが、中でも健全な食生活の実現に欠かせない食に関する知識や判断力の低下が大きな要因であると考えられる。
- ・ 特に、我が国では、様々な種類の食材が多様な形で加工・提供されるようになってきており、自分の食生活を自分で管理できるだけの食に関する正確な知識や判断力を国民一人一人が備えるべき必要性が従来以上に高まっている。
- ・ 健全な食生活に必要な知識や判断力については、年齢や健康状態、更には生活環境によっても異なる部分があることに配慮しつつ、国民の生涯にわたる健全な食生活の実現を目指して施策を講じる。

(2) 食に関する感謝の念と理解

- ・ 世界の食料事情は、現在、8億人を超える人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいることを始めとして、楽観視できない状況にある。このような厳しい状況を理解して、「もったいない」という精神で、食事ができることに感謝の念を持つことは、食育の極めて大切な要素である。
- ・ また、日々の食生活は、自然の恩恵の上に成り立ち、食べるという行為自体が貴重な動植物の命を受け継ぐことであること、そして、食事に至るまでに生産者を始めとして多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感できるよう、動植物の命を尊ぶ機会となるような様々な体験活動や適切な情報発信等を通して、自然に感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じる。

(3) 食育推進運動の展開

- ・ 食育推進運動の展開に当たっては、国民一人一人が食育の意義や必要性等を理解するとともに、これに共感し、自ら食育を実践できるよう、国民や民間団体等の自発的意思を尊重するとともに、多様な主体の参加と連携・協力に立脚した国民運動として推進することを目指した施策を講じる。

(4) 子供の食育における保護者、教育関係者等の役割

- ・ 我が国の未来を担う子供への食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育んでくんでいく基礎をなすものであり、子供の成長、発達に合わせた切れ目のない推進が重要である。
- ・ そこで、父母その他の保護者や教育、保育に携わる関係者等の意識の向上を図るとともに、相互の密接な連携の下、家庭、学校、保育所、地域社会等の場で子供が楽しく食について学ぶことができるような取組が積極的になされるよう施策を講じる。
- ・ 子供への食育を推進する際は、健全な食習慣や食の安全観を確立していく中で、食に関する感謝の念や理解、食品の安全に関する知識、社会人として身に付けるべき食事の際の作法等食に関する基礎の習得について配慮する。

(5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

- ・ 食は観念的なものではなく、日々の調理や食事等と深く結び付いている極めて体験的なものである。そのため、食との関係が最終段階での消費のみにとどまることが多い都市生活者を始めとして、多くの国民が食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動に参加するとともに、意欲的に食育の推進のための活動を実践できるよう施策を講じる。
- ・ その際は、体験活動を推進する農林漁業者、食品関連事業者、教育関係者等多様な主体により、できるだけ多くの国民が体験活動に参加できるよう、関係機関・団体等との協力、協働を図るとともに、上記(2)の「食に関する感謝の念と理解」に配慮し、施策を講じる。

(6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

- ・ 食をめぐる問題は、伝統的な食文化や食生活にみられるように、人々の精神的な豊かさと密接な関係を有しており、先人によって培われてきた多様な食文化を後世に伝えつつ、時代に応じた優れた食文化や豊かな味覚を育んでいくことが重要である。
- ・ 我が国の伝統ある優れた食文化や地域の特性を生かした食生活の継承・発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費等が図られるよう十分に配慮しつつ施策を講じる。
- ・ 我が国の食料需給の状況を十分理解するとともに、都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との交流を進め、消費者と生産者の信頼関係を構築していくことが必要であり、農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じる。

(7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

- ・ 食品の安全性の確保は、食生活における基本的な問題であり、国民の関心も高まっている。
- ・ 食品の提供者が食品の安全性の確保に万全を期すだけでなく、食品を消費する立場にある国民においても、食品の安全性を始めとする食に関する知識と理解を深めるよう努め、自らの食を自らの判断で正しく選択していくことが必要である。
- ・ 国際的な連携を図りつつ、国民の食に関する知識と食を選択する力の習得のため、食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政や関係団体、国民等との間の情報・意見交換が積極的に行われるよう施策を講じる。

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

- ・ 食育基本法に基づく取組は、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解等の基本理念の下に推進されるものである。
- ・ このような考え方に則り、食育を国民運動として推進するためには、国や地方公共団体を始め、多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して連携、協働して取り組むことが有効である。また、より効果的で実効性のある施策を展開していく上で、その成果や達成度を客観的で具体的な目標値により把握できるようにすることが必要である。
- ・ このため、基本計画においては、国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を主要な項目について設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するものとする。
- ・ なお、第3次基本計画においては、第2次基本計画を踏まえ、①目標を達成しておらず、引き続き目指すべき目標、②目標は達成したが、一層推進を目指すべき目標、③今日新たに設定する必要がある目標を設定する。
- ・ ただし、食育は、食育基本法の目的や基本理念を踏まえて、地域の実態や特性等に配慮して推進されるべきものであり、安易に目標値の達成のみを追い求めることのないよう留意する必要がある。

2. 食育の推進に当たっての目標

(1) 食育に関心を持っている国民を増やす

- ・ 食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、そのためにはまず、より多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせない。
- ・ このため、引き続き食育に関心を持っている国民を増やすことを目標とする。

(2) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす

- ・ 家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは食育の原点であり、共食を通して、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を習得する機会にもなっていく。
- ・ 第2次基本計画の目標は計画期間中にすでに達成されているが、朝食や夕食を家族と食べる頻度が2～3日と低い人が一定割合を占めており、こうした低頻度の人の共食の回数を増やすことにより、全体の共食の回数を増やすことを目指すことが必要である。
- ・ このため、引き続き、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の推

進にも配慮しつつ、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の週当たりの回数を増やすことを目標とする。

(3) 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす

- ・ 近年では、ひとり親世帯、貧困の状況にある子供、高齢者の一人暮らしなどが増え、様々な家族の状況や生活の多様化により、家族との共食が難しい人も増えている。
- ・ 家族との共食は難しいが、共食により食を通じたコミュニケーション等を図りたい人にとって、地域や所属するコミュニティ（職場等を含む）における共食の機会は重要である。
- ・ このため、地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やすことを目標とする。

(4) 朝食を毎日食べる国民を増やす

- ・ 朝食を毎日食べることは、生活習慣の形成という点で非常に重要である。
- ・ しかし、若い世代を中心に、依然として欠食の割合は高いことから、引き続き朝食を食べる国民の増加を目指した目標を設定する。
- ・ 第2次基本計画では、20歳代及び30歳代の男性を対象に目標を設定してきたが、女性も20歳代を中心に朝食を欠食する割合は高い。また、若い世代は次世代に食育をつなぐ大切な担い手でもあるため、若い世代全体での毎日朝食を食べる割合の増加を目標とする。
- ・ 子供については、すでにほとんどが朝食を毎日食べていることから、目標としては設定しないこととする。

(5) 中学校における学校給食の実施率を上げる

- ・ 学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を児童生徒に提供することにより児童生徒の健康の保持増進や体位の向上を図るものである。また、児童生徒が食事について理解を深め、望ましい食習慣を養うなど実体験に基づく継続的な指導を展開することができる重要な手段でもある。
- ・ しかし、完全給食が概ね実施されている国公立小学校と比べ、中学校では、その実施率が小学校と比べて低い。
- ・ このため、学校給食を通じた、より効果的な食育を推進することを目指し、中学校における学校給食の実施率を上げることを目標とする。

(6) 学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす

- ・ 学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念を育む上で重要であるほか、地産地消の有効な手段

である。

- ・ また、都道府県内において当該都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合に国内産の農林水産物を活用していくことも、学校給食に地場産物使用する目的に鑑みれば有効であり、我が国の食文化や食料安全保障等への関心を高めることから、平成 25 年 12 月に学校給食における国産の食材を使用する割合の増加を追加したところである。
- ・ このため、引き続き、学校給食におけるそれぞれの使用割合を増やすことを目標とする。

(7) 栄養バランス等に配慮した食生活を実践する国民を増やす

- ・ 生涯にわたって心身の健康を確保しながら、健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が個々人に適した適切な量と質の食事を習慣的にとることが必要である。
- ・ このため、国民にとってもわかりやすく、食事全体における栄養バランスを表している「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を栄養バランス等に配慮した食事の目安として、そのような食生活を実践する国民を増やすことを目標とする。
- ・ また、生涯にわたって健全な心身を培うためには、20 歳代及び 30 歳代の若い世代から、健全な食生活を実践することが必要であることから、若い世代についても、具体的な目標値を設けることとする。

(8) 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから食生活に気をつけ、実践する国民を増やす

- ・ 生活習慣病の予防や改善には、日常から望ましい食生活を意識し、実践することが重要である。しかし、エネルギーや食塩の過剰摂取などに代表されるような栄養等の偏り、朝食欠食などの食習慣の乱れ、それに起因する肥満ややせ・低栄養など生活習慣病につながる課題はいまだ改善するまでには至っていない。
- ・ このため、生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから食生活に気をつけ、実践する国民を増やすことを目標とする。
- ・ また、個々人の望ましい食生活の実践を支援するような、食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業を増やすことについても、あわせて環境づくりの観点から目標とする。

(9) ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす

- ・ 国民が健やかで豊かな生活を送るには、口腔機能が十分に発達し、維持されることが重要となる。最近では、健康寿命の延伸に向け、咀嚼の程度や食べる速さにも着目し、口腔の健康と関連させた食育が重要となっている。
- ・ このため、ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やすことを目標とする。

(10) 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす

- ・ 食育を国民運動として推進し、国民一人一人の食生活において実践してもらうためには、食生活の改善等のために全国各地で国民の生活に密着した活動に携わるボランティアが果たしている役割が重要である。
- ・ このため、引き続き食育の推進に関わるボランティアの数を増やすことを目標とする。

(11) 農林漁業体験を経験した国民を増やす

- ・ 食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要である。
- ・ 第2次基本計画の目標は計画期間中に既に達成されているが、国民の更なる食や農林水産業への理解増進を図る観点から、子供も含めて幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供を拡大していくことが必要となっている。
- ・ このため、引き続き農林漁業体験を経験した国民（世帯）を増やすことを目標とする。

(12) 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす

- ・ 健全な食生活の実現に当たっては、食品の選び方や適切な調理・保管の方法などについて基礎的な知識を持ち、その知識を踏まえて行動していくことが重要である。
- ・ これまでは、食品安全に関する基礎的な知識を持っている国民の割合を目標としてきたが、国民の7割が基礎的な知識を有すると回答しているため、今後は食品の安全性に関して、基礎的な知識に基づき自ら判断する国民を増やすことを目標とする。
- ・ また、食品の安全性については、生涯を通じて健康等を損なわないよう若い頃から健全な食生活に留意することが重要であることから、20歳代及び30歳代の若い世代についても、具体的な目標値を設けることとする。

(13) 推進計画を作成・実施している市町村を増やす

- ・ 食育を国民運動として推進していくためには、全国各地において、その取組が推進されることが必要であり、食育基本法においては、都道府県及び市町村に対して、食育推進計画を作成することに努めるよう求めている。
- ・ しかし、いまだ1/4の市町村では、食育推進計画が作成されていないことから、すべての市町村が推進計画を作成・実施することを目指す。
- ・ なお、食育推進計画をすでに作成・実施している市町村については、新たな計画の作成状況等を見ながら、その効果的な実施に資するよう状況把握に努める。

(14) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす

- ・ まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスについては、年間 642 万トン（事業系 331 万トン、家庭系 312 万トン（平成 24 年度推計））発生していると推計されているが、その削減を進めるためには、国民一人一人が食品ロスの現状やその削減の必要性についての認識を深め、自ら主体的に取り組むことが不可欠である。
- ・ このため、食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やすことを目標とする。

(15) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承し伝えている国民を増やす

- ・ 近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、食の生活様式の標準化の進展などにより、「和食」をはじめとした日本の食文化の特色が徐々に失われつつある。平成 25 年 12 月「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコの無形文化遺産に登録され、その継承が国際公約となっている。このため、郷土料理や伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸使いなどの食べ方・作法を受け継ぎ、地域や次世代（子供や孫を含む）へ伝えている国民を増やすことを目標とする。
- ・ 特に、20 歳代及び 30 歳代の若い世代については、食文化の継承に課題があることから、追加の具体的な目標値を設けることとする。

第3 食育の総合的な促進に関する事項

1 家庭における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

- ・ 食育活動を通じて学んだことについて、家庭での共有を促進する。【農】
- ・ 食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきた。しかしながら、社会環境の変化や生活習慣の多様化等と合わせて、食に対する意識の希薄化が進む中で、家庭における食生活にも影響が及んでいる「しつけ」の問題を含め、次世代に伝えつなげる食育の推進が重要であり、家庭において食育に関する理解が進むよう、適切な取組を行うことが必要である。【府】【文】【農】

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(子供の基本的な生活習慣の形成)

- ・ 朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子供の基本的な生活習慣の形成について、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等を通して、学校、家庭、地域や、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発に係る取組を推進する。【文】

(望ましい食習慣や知識の習得)【文】

- ・ 子供が実際に自分で料理をつくるという体験を増やしていく。
- ・ 親子料理教室など食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会を提供する活動を推進する。
- ・ 学校を通じて保護者に対し、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めるとともに、各地域で実施している食育に関する保護者向けプログラムをはじめとした様々な家庭教育に関する情報をホームページに掲載し、様々な学習機会などでの活用を促す。

(妊産婦や乳幼児に関する栄養指導)【厚】

- ・ 妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現のため、何をどれだけどのように食べたらよいかをわかりやすく伝えるための指針である「妊産婦のための食生活指針」の普及啓発や、授乳・離乳の支援に関する基本的考え方やポイントを示した「授乳・離乳の支援ガイド」の普及を進めるなど妊産婦や乳幼児に関する栄養指導の充実を図る。
- ・ 平成27年度より開始し、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえ、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を認識した栄養指導を含む母子保健サービスの展開を推進する。

(子供・若者の育成支援における共食等の食育推進)

- ・ 様々な子供・若者の育成支援に関する行事、情報提供活動等において、食育

についての理解を促進する。【府（青少年）】【(文)】

- ・ 特に、家族が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図る共食の推進とともに、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭と地域等が連携した食育の推進を図る。【府（青少年）】【(文)】

(「ゆう活」等のワーク・ライフ・バランス推進)

- ・ 家庭における共食などの食育の推進にも資する「ゆう活」などの取組を通じて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する。

【補】

2 学校、保育所等における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

- ・ 社会状況の変化に伴い、子供たちの食の乱れや健康への影響がみられることから、学校、保育所等には、子供への食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められている。【文】【厚】
- ・ 学校教育を始めとする様々な機会を活用し、農林漁業体験の機会の提供を通じて食育を推進する。【農】
- ・ 子供への食育が家庭への良き波及効果をもたらすことも期待できる。
【文】【厚】
- ・ 学校、保育所等において十分な食育がなされるよう、適切な取組を行うことが必要である。【厚】
- ・ 従来、栄養分野においては、栄養不足の観点が強調され、栄養の過剰摂取の視点がやや欠けていたとの指摘を踏まえ、生活習慣病の予防の立場から、適切なバランス確保に留意することが重要である。【厚】

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(食に関する指導の充実)【文、厚、農】

- ・ 学校における食育の推進は、給食の時間、家庭科や体育科を始めとする各教科、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通じて組織的・計画的に推進する。【文】
- ・ 栄養教諭は、学校全体の食に関する指導計画の策定、教職員間や家庭との連携・調整等において中核的な役割を担う職であり、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員である。すべての児童生徒が、栄養教諭の専門性をいかした食に関する指導を受けられるよう、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行を図るなど配置の促進に努める。【文】
- ・ 学校教育活動全体で食育の推進に取り組むためには、各学校において食育の目標や具体的な取組についての共通理解をもつことが必要である。このため、学校長や他の教職員への研修の充実等、全教職員が連携・協力した食に関する

指導体制を充実するための取組を促進する。【文】

- ・ 食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心とした教職員の連携・協力による学校の食に関する指導に係る全体計画の作成を推進する。

【文】

- ・ 地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験等、子供の様々な体験活動を推進するとともに、体験活動の円滑な実施を促進するため、指導者に対する研修を実施する。【文】

- ・ 学校教育を始めとする様々な機会を活用し、農林漁業体験の機会の提供を通じて食育を推進する。【農】

- ・ 学校教育以外でも、食料の生産・流通・消費に対する子供の関心と理解を深めるため、行政関係者、関係団体等と連携し、子供への体験学習等を推進する。

【文】【厚】

- ・ 効果的な食育の推進を図るために、各地域において、学校長のリーダーシップの下、栄養教諭を中核として、学校、家庭、PTA、関係団体等が連携・協力した取組を推進するとともに、その成果を広く周知・普及する。【文】

(学校給食の充実)【文、農】

- ・ 児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、中学校の給食の拡充により学校給食の一層の普及を促進するとともに、十分な給食の時間の確保及び指導内容の充実を図る。また、各教科等の食に関する指導と関連づけた活用がされるよう献立内容の充実を図る。【文】

- ・ 食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることについて児童生徒の理解を深め、感謝の心をはぐくむ等の教育に生かすため、学校給食における地場産物・国産食材の活用や、米飯給食の推進等の取組を促進する。【文】

- ・ 市町村が中心となり生産者や学校との連携を強化し、学校給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築や米飯給食・和食給食の普及・定着を図りつつ、地域の産物や食文化、生産者の苦労等の情報を児童・生徒に伝える取組を推進する。【農】

- ・ 生産者と学校給食関係者との情報交換会の開催等を推進する。【農】

(食育を通じた健康状態の改善等の推進)【文】

- ・ 栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医等と連携して、保護者の理解と協力の下に、児童生徒への指導において、過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響等健康状態の改善等に必要な知識を普及するとともに、食物アレルギー等食に関する健康課題を有する子供に対しての個別的な相談指導を行うなど望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進する。

(保育所での食育推進)【厚】

- ・ 乳幼児期からの食育の重要性が増していることにかんがみ、「保育所保育指針」に基づき保育の一環として食育を位置付け、施設長、保育士、栄養士、調

理員等の協力の下に食育の計画を作成し、各保育所の創意工夫により推進する。

- ・ 取組に当たっては、子供の発達段階に応じた食事の提供についてまとめた「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を踏まえ、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて、計画的に食事の提供、食育の実施が行えるよう努めるとともに、食に関わる保育環境について配慮する。
- ・ 子供の発達段階に応じた食育のねらいや留意事項を整理し、「保育所における食育に関する指針」の普及を図り、その活用を促進し、食を通じて、健康な心と体を育て、人と関わる力を養い、伝承されてきた文化の理解や郷土料理への関心、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちをはぐくむよう努める。
- ・ 保育所の人的・物的資源をいかし、在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域と連携しつつ、積極的に食育を推進するよう努める。

3 地域における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

- ・ 心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育を推進することが求められる。

【文】【厚】

- ・ 特に、日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸する上では、食生活の改善を図るとともに運動の習慣化が欠かせない。また、生活の質の低下を防ぐため、糖尿病の重症化予防も重要である。

【文】【厚】

- ・ このため、栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の促進、健康づくりや生活習慣病の予防及び改善につながる健全な食生活の推進など、様々な家族の状況や生活の多様化により地域の果たす役割は一層重要になっており、家庭、学校、保育所、生産者、企業等と連携しつつ、地域における食生活の改善が図られるよう、適切な取組を行うことが必要である。【文】【厚】【農】

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(栄養バランスが優れた日本型食生活の実践)【農】

- ・ 高齢化が進行する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、関係府省が、地方公共団体等と連携しつつ、食育を推進する。
- ・ ごはんを中心に多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するため、内容やメリット等を分かりやすく周知する。
また、年代、性別、就業や食生活の状況などに応じて国民の多様なニーズや

特性を分析、把握した上で類型化し、それぞれの類型に適した具体的な推進方策を検討し、実施する。

さらに、健康で豊かな食生活を支える役割を担う食品産業において、「日本型食生活」の推進に資するメニューや商品に関する消費者への情報提供などの取組を促進する。

- ・ こうした「日本型食生活」の実践に係る取組と併せて、学校教育を始めとする様々な機会を活用した、幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供を一体的に推進し、食や農林水産業への国民の理解を増進する。

(「食育ガイド」等の活用促進)【府(食育)、文、厚、農】

- ・ 国民の食生活の改善を進めるとともに、健康増進や生活の質的向上及び食料の安定供給の確保等を図るための指針として平成12年3月に決定・公表した「食生活指針」について、引き続き普及啓発を進める。【文】【厚】【農】
- ・ 「食育ガイド」(平成24年5月に作成)を通じて、一人一人が自ら食育に関する取組を実践できるよう、関係機関や関係団体はもとより、小売や外食、職場等を通じて国民への普及啓発に努める。【府】【厚】
- ・ 「食事バランスガイド」の活用を促進するため、関係機関や関係団体はもとより、家庭や学校、小売や外食、職場等を通じて国民への浸透を図る。【農】

(専門的知識を有する人材の養成・活用)【厚】

- ・ 管理栄養士や栄養士、専門調理師等の養成を図るとともに、食育の推進に向けてその多面的な活動が推進されるよう取り組む。
- ・ 都道府県や市町村における管理栄養士等の配置を推進するとともに、高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図る。

(健康づくりや医学教育等における食育推進)【文、厚】

- ・ 保健所、保健センター、医療機関等における食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、市町村等が行っている健康診断に合わせて、一人一人の健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実を図る。【厚】
- ・ 食育を進めるため、栄養面を含めた生活習慣と疾病の関連など、医学教育の充実を推進する。【文】【厚】

(健康寿命の延伸につながる食育推進)【消費、厚】

- ・ 生活習慣病の予防及び改善につながる食育を推進する。生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的とした国民健康づくり運動(「健康日本21(第二次)」)等を通して、健全な食生活の実践につながる取組を推進する。

特に、20歳以上の糖尿病が強く疑われる者及び可能性が否定できない者は約2,050万人と推計されていることから、生活習慣病の重症化予防も重要である。【厚】

- ・ 糖尿病については、ひとたび発症すると治癒することはなく、症状が進行すると腎臓の障害等の様々な合併症を引き起し、生活の質を低下させることから、日頃より、適切な食事管理を中心とした取組を推進する。【厚】

- ・ 健全な食生活の実現に向けて、個人の行動に変化を促すための一環として、重要な役割を果たすことが期待されている栄養表示について、更なる普及啓発や認識醸成のための環境づくりを進める。【消費】

(歯科保健活動における食育推進)【厚】

- ・ すべての国民が健やかで豊かな生活を過ごすため、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進する。
- ・ 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマル・ニイマル）運動」や、ひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30（カミングサンマル）」を目指して、各ライフステージに応じた食べ方の支援や食品の物性に応じた窒息などの予防を含めた食べ方の支援など、歯科保健分野からの食育を推進する。

(高齢者に対する食育推進)【厚、農、(府)、(経)】

- ・ 高齢者では、咀嚼能力の低下、消化・吸収率の低下、運動量の低下に伴う摂取量の低下などが存在する。このため、最新の知見に基づき、高齢者における栄養摂取量等の基準について検討するとともに、地域における栄養ケアサービスの需要増大に対応できるよう、管理栄養士の人材確保等に取り組む。【厚】
- ・ 高齢者の低栄養の問題に対応する「新しい介護食品（スマイルケア食）」の普及を図る。【農】
- ・ 増大する高齢者の孤食に対応するため、地域ぐるみの取組が促進されるよう、優良事例の紹介等の情報提供を行う。【府】

(貧困の状況にある子供に対する食育推進)【府（食育、貧困）】

- ・ 「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日付閣議決定）に基づき、子供の食事・栄養状態の確保、食育の推進に関する支援を行う。

【府（貧困）】【文】【厚】【農】

- ・ 子供の未来応援国民運動において、民間資金を核とする基金の活用等を通じて、衣食住の確保等、貧困の状況にある子供等に対し生活支援を行う団体への支援を行う。

【府（貧困）】

(若い世代に対する食育推進)【府、(関係省庁)】

- ・ 健康や栄養に配慮した食生活の実践など、若い世代はその他の世代よりも課題が多く、男性はよりその傾向が強い。

このような状況を踏まえ、若い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組んだり、地域等での共食を行うことができるよう、効果的な情報提供等を行い食育についての理解を促進する。【府】

(食品関連事業者等による食育推進)【府（食品）、厚、農】

- ・ 食品関連事業者等は、様々な体験活動の機会の提供、より一層健康に配慮し

た商品やメニューの提供等に積極的に取り組むよう努める。【厚】

- ・ 健康で豊かな食生活を支える役割を担う食品関連事業者等において、健康に配慮した商品やメニューの提供を行う際においては、減塩に関する取組を行うとともに、消費者に対して、商品やメニュー等食に関する情報提供、工場・店舗の見学、調理体験、農林漁業体験、出前授業の開催等多様な取組を推進する。

【農】

- ・ 職場の食堂等においても、より一層健康に配慮したメニューの提供や栄養、食生活等に関する情報提供がなされるよう努める。【厚】
- ・ これらの活動を支援するため、国及び地方公共団体において必要な情報提供等を行う。【食品】【厚】【農】

4 食育推進運動の展開

(1) 現状と今後の方向性【府（食育）、関係省庁】

- ・ 食育については、これまで、毎年6月の食育月間及び食育の日を中心に、全国各地で様々な関係者がそれぞれの立場から取り組み、国民的な広がりを持つ運動として推進されてきた。【府】
- ・ 平成25年度時点で33万人以上にのぼる食育の推進に関わるボランティアは、今後とも、地域での食育推進運動の中核的役割を担うことが期待される。【府】
- ・ 今後とも、国、地方公共団体、関係団体、ボランティア等関係者が緊密な連携・協力を図り、全国的な食育推進運動が展開されるよう、適切な取組を行う必要がある。【府】
- ・ 食育の推進に関して、マスコミやインターネット等を通じた国民への働きかけを積極的に行い、関係団体、企業、地域等への周知徹底を図る。【府】

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(食育推進運動展開における連携・協力体制の確立)

【府（食育）、（食品）、（総）、（文）、（厚）、（農）】

- ・ 食育推進運動の展開に当たっては、多様な主体による取組を促すとともに、国や地方公共団体、食育を推進する関係団体やボランティア等の広範かつ横断的な連携・協力を呼びかけ、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるように実施する。【府（食育）】
- ・ 国民にとって身近な地域において、食育の推進が図られるよう、地方公共団体を中心とした協力体制の構築等を推進する。【府（食育）】

(食育に関する国民の理解の増進)【府（食育）、食品、消費、厚、農】

- ・ 一人でも多くの国民が、自ら食育に関する活動を実践できるよう、ライフステージに応じた具体的な実践や活動を提示して理解の増進を図り、全国において継続的に食育推進運動を展開する。【府】【食品】【消費】【厚】

- ・ 年代、性別、就業や食生活の状況などに応じて国民の多様なニーズや特性を分析、把握した上で類型化し、それぞれの類型に適した具体的な推進方策を検討し、実施する。【農】
 - ・ 食に関する様々な情報に過剰に反応することなく、内外の科学的知見や伝統的な知恵に基づき的確な判断をすることが重要であるとの認識が国民に十分理解されるよう留意する。【食品】【消費】【厚】【農】
- (ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等)【府、文、厚、農】
- ・ ボランティア活動の活発化とその成果の向上に向けた環境の整備を図り、地域での食育推進の中核的役割を担うことができるよう支援する。【府】【厚】【農】
 - ・ 食生活改善推進員を始め、各種ボランティアの草の根活動としての食育活動を、NPOや学校等との連携にも配慮して促進する。【府】【厚】【農】
 - ・ 民間団体や関連事業者等の関係者が自発的に行う活動が全国で展開されるよう、関係者間の情報共有を促進するとともに、優れた活動を奨励するため、民間等の食育活動に対する表彰を行う。【府】【厚】【農】
- (食育月間及び食育の日の設定・実施)【府（食育）、関係省庁】
- ・ 毎年6月を「食育月間」と定め、関係者の緊密な連携・協力を図りつつ、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することにより、国民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図る。【府】
 - ・ 「食育月間」中、国は、地方公共団体、民間団体等の協力を得て、全国規模の中核的行事を毎年開催して、食育について国民への直接的な理解促進を図るとともに、関係者相互間の連携が推進されるよう実施する。【府】
 - ・ 「食育月間」の実施に当たって、食育推進を担当する大臣は、同月間で重点的に実施していくテーマ等を示した実施要綱を予め定め、関係機関、団体等に通知するとともに公表する。【府】
 - ・ 一年を通じて継続的に食育推進運動を展開するため、毎月19日を「食育の日」と定め、「家族そろって食卓を囲む」など実践的なものになるよう十分配慮しつつ取り組む。【府】
- (食育推進運動に資する情報の提供)【府、文、厚、農】
- ・ 様々な分野での食育を推進し、全国的な運動として、全国各地において食育推進運動を促進するため、食育を推進して成果を挙げている地域の事例や手法を収集し、広く情報提供する。【府】【厚】【農】
 - ・ スマート・ライフ・プロジェクトにおいて、生活習慣病予防の啓発活動、健康寿命を延ばすことを目的とする、優れた取組を行っている企業・団体・自治体を表彰する。【厚】
 - ・ 国産農林水産物の消費拡大に向けた国民運動「フード・アクション・ニッポン」の中で、食育推進に資する活動を行っている企業・団体の紹介等を通じ、消費者への発信等を推進する。【農】

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

(1) 現状と今後の方向性【農】

- ・ 消費者と生産者が互いを意識する機会が少ないことから、生産者と消費者との顔が見える関係の構築等によって、これを改善していくことが求められている。
- ・ 農林水産物の生産、食品の製造及び流通等の現場は、食育を進めていく上で貴重な場であることから、これを支える農山漁村コミュニティの活性化が必要である。
- ・ 食育を通じて、後継者等の育成が期待できる。
- ・ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等が図られるよう、適切な取組を行う必要がある。

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(都市と農山漁村の共生・対流の促進)【総、文、農、環】

- ・ グリーン・ツーリズムを通じた都市住民と農林漁業者の交流を促進するため、都市住民への農山漁村の情報提供と農山漁村での受入体制の整備等を推進する。【農】【総】【文】【環】

(子供を中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供)【農、(文)】

- ・ 子供を中心として、農林水産物の生産における様々な体験の機会を拡大し、食に対する関心と理解を深める必要があることから、農林漁業体験活動を促進するため、情報提供の強化、受入体制の整備等を進める。【文】【農】

(農山漁村コミュニティの維持再生)【農】

- ・ 農林水産業や人々の生活の場である農山漁村は、食育を進める上で重要な役割を果たしており、これを支える農山漁村コミュニティの維持・再生を図る必要があるため、生活支援、地域資源の活用、環境保全等の地域主体の取組を推進する。

(農林漁業者等による食育推進)【農、(文)、(厚)】

- ・ 農林漁業に関する体験活動は、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深める上で重要であることから、農林漁業者等は、学校、保育所等の教育関係者を始めとした食育を推進する広範な関係者等と連携し、幅広い世代に対して教育ファーム等農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供するよう努める。

なお、これらの活動を支援するため、国や地方公共団体において必要な情報提供等を行う。【農】【文】

(地産地消の推進)【農、環】

- ・ 直売所等における地域の農林水産物の利用促進を図るため、多様な品目の生産・供給体制の構築及び加工品の開発を推進するとともに、学校給食等における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制を構築し、地域の農林水産物の利用拡大を図る。また、地域ぐるみでの取組を推進するため、地域における関係者の連携の場等の設置、地域の戦略等の策定を推進する。【農】
- ・ 国産農林水産物の消費拡大に向けた国民運動「フード・アクション・ニッポン」を展開し、地元でとれる食材の食事への活用等による国産農林水産物の消費拡大について、国民への普及・啓発等を行う。【農】
- ・ 食品リサイクル法の再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）制度の活用等により、地域で発生した食品循環資源を再生利用して得られた肥料や飼料を利用して生産された農林水産物の地域での利用を推進する。【農】【環】

（バイオマス利用と食品リサイクルの推進）【農、環】

- ・ 地域で発生・排出されるバイオマスの総合的・計画的な活用に向けて、平成22年12月に閣議決定した「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマスの活用に必要な基盤の整備、農山漁村の6次産業化等によるバイオマス製品等を供給する事業の創出、研究開発等を促進することにより、バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の有効活用を図る。【農】
- ・ 食品廃棄物の発生抑制や再生利用等の必要性等を普及啓発するため、ホームページ等を通じた情報提供を実施する。【農】【環】
- ・ 家庭や外食における食品の廃棄状況等を把握するための調査や、食品産業における食品廃棄物等の発生量や再生利用等の実施状況を把握するための調査を実施するとともに、必要な取組を進める。【農】

（食品ロス削減を目指した国民運動の展開）【消費、府、文、経、農、環】

- ・ 食品ロス削減関係省庁連絡会議の下、関係省庁等が連携し、食品ロスの実態及び関係省庁等における取組み等を情報交換するとともに、消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践する自覚を形成するため普及啓発等の取組を行う。【消費】【農】【環】

6 食文化の継承のための活動への支援等

（1）現状と今後の方向性【府、文、厚、農】

- ・ 南北に長く、豊かな自然に恵まれ、さらに海に囲まれた我が国は、四季折々の食材に恵まれ、長い年月を経て地域の伝統的な行事や作法と結び付いた食文化が形成されてきた。このような我が国の豊かで多様な食文化は、世界に誇ることができるものである。また、歴史的に行われてきた「食養生」の再評価も必要である。【文】
- ・ 戦後は、この食文化をいかしつつ、畜産物や乳製品なども取り入れ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」が構築され、国民の平均寿命の急上昇にもつながった。

しかしながら、長期的には経済成長に伴う所得の向上等を背景として、国民のライフスタイル、価値観、ニーズが多様化する中で、米を中心として、水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた日本型食生活や、家庭や地域において継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつある。【文】【農】

- ・ このため、食文化の継承のための活動への適切な支援等がなされるよう、引き続き適切な取組を行う必要がある。【文】【農】
- ・ 「和食；日本人の伝統的な食文化」が、ユネスコの無形文化遺産に登録（平成25年12月）されたことも踏まえ、①多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重、②健康的な食生活を支える栄養バランス、③自然の美しさや季節の移ろいの表現、④正月などの年中行事との密接な関わり、という4つの特徴を持つ「和食」の保護・継承を本格的に進める必要がある。【文】【農】

（2）取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

（ボランティア活動等における取組）【厚、農】

- ・ 食生活改善推進員等のボランティアが行う料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理を取り入れる。【農】

（学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用）【文、厚、農】

- ・ 我が国の伝統的な食文化について子供が早い段階から興味・関心をもって学ぶことができるよう、学校給食において郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れ、食に関する指導に活用されるよう促進する。【文】【農】
- ・ 平成26年3月に結成された「和食給食応援団」を通じて、地元産の農産物等を使用した和食給食の献立の開発や和食の調理指導等を行い、児童と一緒に給食を食べながら和食の大切さを推進する。【農】
- ・ 地域における祭礼行事や民俗芸能等に関する伝統文化の保存団体等が実施する食文化に係る取組を促進し、我が国の伝統ある優れた食文化の継承を推進する。【文】
- ・ 全国各地で開催する行事等において、我が国の伝統ある食文化、地域の郷土料理や伝統料理等の紹介や体験を盛り込み、多くの国民がこれらに触れる機会を提供する。【文】【農】
- ・ 毎年度開催している国民文化祭を活用し、地域の郷土料理や伝統料理、その歴史等を全国に発信する。【文】

（専門調理師等の活用における取組）【厚】

- ・ 豊かな食文化を醸成するため、高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用を図る。

（関連情報の収集と発信）【府、厚、文、（農）】

- ・ 食育推進運動の一環として全国各地の事例や手法を収集・発信するに当たり、食文化の普及啓発に係る取組についても積極的に取り上げ、食文化の継承に向

けた機運の醸成を図る。【府】【厚】【文】【農】
(産官学一体となった取組)【農】

- ・ 「和食」に関する国民の関心と理解が深まるよう、「和食」の栄養バランスの健康への寄与等に関する科学的解明とその普及、学校給食や家庭における「和食」の提供機会の拡大、「和食」の継承に向けた地域における食育活動、和室等を活用した和の文化の一体的な魅力発信などを推進する。また、「和食」の保護・継承に当たっては、ユネスコの登録に際し、保護・継承に責任を持つ唯一の民間団体として位置づけられた「一般社団法人和食文化国民会議」とも密接に連携し、産学官一体となって効果的に進める。

7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

(1) 現状と今後の方向性【府（食育）、（食品）、消費、外、文、厚、農】

- ・ 健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要である。そのためには、世代区分等に応じた具体的な取組や、国際的な研究を含めた最新の科学的知見に基づく客観的な情報の提供が不可欠である。【府】【食品】【消費】【文】【厚】【農】
- ・ 食育をより効果的に推進していく上で、内外の各種の資料や情報を収集・分析し、これに立脚しつつ取り組むことが欠かせない。【府】【食品】【消費】【文】【厚】【農】
- ・ 食品の安全性、栄養成分等の食品の特徴その他の食生活に関する内外の調査、研究、情報の提供等がなされるよう、適切な取組を行う必要がある。
【府】【食品】【消費】【外】【文】【厚】【農】

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(生涯を通じた国民の取組の提示)【府（食育）、（食品）、消費、厚、農】

- ・ 国は、子供から高齢者まで、生涯を通じた食育を推進するため、一人一人の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、世代区分等に応じた具体的な取組を提示する「食育ガイド」を活用するなど、適切な情報を提供する。
【府】【食品】【消費】【厚】【農】

- ・ 年代、性別、就業や食生活の状況などに応じて国民のニーズや特性を分析、把握した上で類型化し、それぞれの類型に適した具体的な推進方策を検討し、実施する。【農】

(基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供)【府（食育）、（食品）、厚、農、（文）】

- ・ 食育に関する国民の意識や食生活の実態等について調査研究及び分析を行い、その成果を広く公表し、関係者の活用に資する。【府】【食品】【厚】【農】
- ・ 食育に関する関心と理解を深めるために、必要な情報を容易に入手することができるよう、総合的な情報提供を行う。【府】【食品】【厚】【農】

(リスクコミュニケーションの充実)【消費、府(食品)、厚、農】

- ・ 国、地方公共団体、各種団体が連携しつつ、食品の安全性についてのリスクコミュニケーションを積極的に実施する。【消費】【食品】【厚】【農】

(食品の安全性や栄養等に関する情報提供)

- ・ 食品の安全性に関する内外の様々な情報を国民が入手できるよう、パンフレットやホームページ等を通じて国民に分かりやすい形で情報を提供する。【食品】【消費】【厚】【農】
- ・ 地域において地方公共団体、関係団体やNPO等が行う意見交換会等への取組を支援する。【食品】【消費】【厚】【農】
- ・ 平成24年7月に作成・公表した「健康日本21(第二次)」による健康づくり運動として、内外の科学的知見に基づく食生活の改善に必要な情報の普及啓発を図る。【厚】
- ・ 摂取すべきエネルギーや栄養素等の量を定めた「食事摂取基準」を定期的に作成・公表するとともに、その活用を促進する。【厚】
- ・ 食品成分の基礎データを収載した「日本食品標準成分表」の充実を図り、幅広く提供する。【文】
- ・ 国民健康・栄養調査を実施し、食育推進の基礎的なデータとして、その成果を活用する。【厚】
- ・ 肥満や糖尿病等の生活習慣病を効果的に予防するためには、食生活や栄養と健康に関する科学的根拠の蓄積が必要であることから、関係府省や関係研究機関が連携しつつ、様々な分野にわたるデータの総合的な情報収集や解析等を推進し、その成果を公表する。【厚】【文】
- ・ 農林漁業や食料の生産、流通、消費に関する統計調査を実施し、公表する。【農】

(食品表示の適正化の推進)【消費、農】

- ・ 食品の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保することができるよう、食品表示の適正化に取り組む。【消費】
- ・ 食品表示に関する規定を一元化した「食品表示法」(平成25年法律第70号)の下、関係府省の連携を強化して立入検査等の執行業務を実施するとともに、産地判別等への科学的な分析手法の活用等により、効果的かつ効率的な監視を実施し、食品表示の適正化を担保する。【農】

(地方公共団体等における取組の推進)【府、文、厚、農、(総)】

- ・ 地方公共団体や関係団体等は、地域の実情に沿った情報や当該団体等の活動内容に即した情報を収集・整理し、より多くの国民が関心を持ち、また、活用できるようにその提供に努める。【府】【厚】【農】

(食育の海外展開と海外調査の推進)【府、外】

- ・ 我が国の食育の理念や取組等を積極的に海外に発信し、「食育(Shokuiku)」(英語では、food and nutrition education)という言葉が日本語のまま海

外で理解され、通用することを目指す。【府】【外】

- ・ 平成 27 年 5 月に公表した「食育ガイド(英語版) “A Guide to Shokuiku”」についてインターネットを活用して海外に対する食育推進の普及啓発を図る。

【府】

- ・ 海外において行われてきた食生活の改善等に関する取組について、その具体的な手法と成果を調査し、その活用を図る。【府】【農】

(国際的な情報交換等)【官房、府(食育)、(食品)、外、文、厚、農】

- ・ 海外の研究者等を招聘した講演会の開催や海外における食生活等の実態調査等を進める。【府】【食品】【外】【厚】
- ・ 国際的な機関の活動に協力するとともに、これを通じて積極的な情報の共有化を推進する等、国際的な連携・交流を促進する。【食品】【外】【農】
- ・ 国際的な飢餓や栄養不足の問題等に対する国民の認識を深めるため、その実態や国際的な機関による対策等の情報を積極的に提供する。

【官房】【府】【外】【厚】【農】

- ・ 栄養改善事業の国際展開に取り組む。【官房】【外】【農】

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化

- ・ 食育を推進する主体は、国民の健康づくり等食育に関連する施策を行っている国の関係府省庁や地域に密着した活動を行っている地方公共団体、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者、農林漁業の関係者、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係者、料理教室その他の食に関わる活動等の関係者、さらには様々な民間団体やボランティア等に至るまで多様かつ多数である。
- ・ また、もとより食育の推進においては「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」や「第3 食育の総合的な推進に関する事項」で述べたように、幅広い分野にわたる取組が求められる上、様々な家族の状況や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細やかな対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが重要になっている。
- ・ したがって、食育に関する施策の実効性を高めていくためには、食育に係る多様な関係者が、その特性や能力をいかしつつ、主体的かつ互いが密接に連携・協力して、地域レベルや国レベルの緊密なネットワークを築き、多様な取組を推進していくことが極めて重要であり、その強化に努める。

2. 地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進

- ・ 食育基本法第17条及び第18条においては、都道府県及び市町村に対し、国の基本計画を基本として、都道府県及び市町村の区域内における推進計画を作成するよう努めることを求めており、平成26年度までに全都道府県及び76%の市町村において推進計画の作成がなされた。これらの都道府県及び市町村においては、推進計画に基づき、また、第3次食育推進基本計画を基本として新たな計画の作成や改定を行いながら、継続的に食育の推進を検討し、その充実を図ることが求められる。
- ・ 全国各地で地域に密着した食育に関する活動が推進されるためには、残りの24%の市町村についても食育推進計画を可能な限り早期に作成することが求められる。
- ・ 国は都道府県とともに、市町村における推進計画の作成が促進されるよう積極的に働きかけるとともに、食育の推進がより一層充実するよう必要な資料や情報の提供等適切な支援を行う。
- ・ さらに、都道府県及び市町村は、食育に関する活動を行う教育関係者、農村漁業者、食品関連事業者、ボランティアや関係機関等の協力も得つつ、地域において多様な関係者の連携・協力の下、食育を推進する中核となる人材の育成と地域の特性に応じた実効性の高い食育の推進に一層取り組むことが期待される。国は、そのための情報の提供等適切な支援を行う。

3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

- ・ 食育は、個人の食生活に関わる問題であることから、子供から成人、高齢者に至るまで、国民一人一人による理解と実践を促進することが何よりも重要である。
- ・ このため、ライフステージのつながりを意識しつつ、生涯にわたって大切にしたい食育について具体的な取組を促す「食育ガイド」（平成24年5月31日公表）の活用も含め、多様な手段を通じて積極的な情報提供を行うよう努める。
- ・ また、食育に対する国民の関心や意識を高めていくためには、国民の意見や考え方等を積極的に把握し、できる限り施策に反映させていくことが必要であり、その促進に努める。

4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

- ・ 食育に関する施策を計画的に推進するためには、その推進状況を把握しつつ取り組むとともに、限られた予算を有効利用することが必要である。特に「1. 多様な関係者の連携・協力の強化」で述べたように、食育は幅広い分野に関わり、多様な関係者による一体的な取組が必要であることにかんがみると、その必要性は一層大きいと考えられる。
- ・ このため、本計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、目標の達成状況を含めてその推進状況について、毎年度、適切に把握し、その効果等を評価して、広く国民にも明らかにし、また、評価を踏まえた施策の見直しと改善に努める。
- ・ また、厳しい財政事情の下、限られた予算を最大限有効に利用する観点から、引き続き、選択と集中の強化、施策の重複排除、府省庁間連携の強化、官民の適正な役割分担と費用負担、執行状況の反映等の徹底を図る必要がある。

5. 基本計画の見直し

- ・ 国内外の社会経済情勢は常に変化しており、今後、食育をめぐる状況も大きく変わることも十分に考えられるため、基本計画については、今後、計画期間終了前であっても必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。
- ・ また、基本計画の見直しに当たっては、「4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用」において述べた施策の成果の検証結果を十分活用する。

「第3次食育推進基本計画」骨子（案）等
に対する欠席委員からの御意見

委員名：安藤 宏基

参考資料4 「第3次食育推進基本計画」具体的な目標（案）

【目標8】生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから食生活に気をつけ、実践する国民を増やす

⑪ 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数【新規追加】

- ・ 減塩に関する目標が、スマートライフプロジェクトの登録企業数の増加のみとなっており、現在、既に厚労省が行っている事に限定されている。スマートライフプロジェクトは、減塩については、10%以上の商品を一品でも販売していれば登録できるが、このような枠組みの中では、国民に減塩を浸透させる本来の目的を達成することは困難である。
- ・ 目標は、国民の食塩摂取量の低減であるべきである。
新たな食品表示法では、これまでとの相対差が25%以上なければ、減塩の表示ができないこととされている。しかし、このレベルまで一気に減塩すると味が変わり美味しくなくなる。これでは、減塩が必要な人だけが対象となり、多くの人は切り捨てられる。本来の目的を達成するためには、スマートライフプロジェクトでも、「10%減塩計画商品」又は「5年で10%減塩計画商品」など、長期間かけて少しずつ舌が馴染んでいくような手法を奨励するとともに、このような減塩の表示も認めるべきである。

資料2 「第3次食育推進基本計画」骨子（案）

- ・ 減塩に係る食育推進の施策として、「p17；健康日本21等を通して、健全な食生活の実践につながる取組を推進（厚労省）」、「p18-19；食品関連業者等において、・・・減塩に関する取組をおこなう（農水省）」しか明記されておらず、国民の食塩摂取量低減を達成する為には不十分。
- ・ 食塩摂取量低減を効果的に達成する為には、事業者単位での取組を推進すると共に、各食品業界単位で独自の目標を掲げた取組の推進を明記すべきである。
- ・ 食品ロス削減に関しては、「p22；国民運動の展開」とまで明記されている事に比べ、減塩に関する施策は弱い。減塩に関しても「国民運動」を目指す事を明記すべきである。

「第 3 次食育推進基本計画」骨子（案）等
に対する欠席委員からの御意見

委員名：山内 明子

1. 重点課題のテーマ 5 点の整理と各項目の表現については、了解です。

2. 参考資料 2 重点課題の方向性（案）

＜ 1 ＞若い世代を中心とした食育の推進

項目とすることは賛成ですが、具体的に、何を指標にしどのように取り組みを展開するかが、見えません。

重点課題の一番目に設定するわけですから、たとえば、「基本的取り組み方針 7 課題の」すべてにわたって、とくに、若い世代向けには何を実施するのか、同状況になることを目標にするのかを明確にするように、さらに検討が必要と考えます。

3. 資料 2 「第 3 次食育推進基本計画」骨子（案）

骨子案 25 頁に、「我が国の食育の理念や取組等を積極的に海外に発信し、「食育（Shokuiku）」（英語では、food and nutrition education）という言葉が日本語のまま海外で理解され、通用することを目指す。」とありますが、情報発信や他国の取り組み情報収集は良いですが、「食育（Shokuiku）」という言葉が日本語のまま理解されたり、通用したりすることをめざすことは、不要だと考えます。

このために、広報や認知度調査が行われたりするより、情報収集に資源を利用してほしいと思います。「食育（Shokuiku）」という言葉が日本語のまま理解されたり、通用したりすることをめざす点は、削除をご検討ください。